

おかやま森づくりサポートセンター資機材貸出要領

(目的)

第1 この要領は、森づくり活動を支援するため、活動に必要な資機材の貸出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2 資機材の管理責任者は、おかやま森づくりサポートセンター長（以下「センター長」という。）とする。

(貸出対象者)

第3 資機材は、おかやま森づくりサポートセンター会員、森林ボランティアグループ、企業その他センター長が認める者に対して貸出を行う。

(貸出の申請)

第4 資機材の貸出を受けようとする者は、資機材貸出申請書（様式1号）を原則として、貸出を受けようとする日の10日前までにセンター長に提出しなければならない。

(貸出)

第5 センター長は、前条に規定する申請書を受理した時は、当該書類を審査し、適当と認められる場合は、資機材貸出決定通知書（様式2号）を申請者に交付する。

2 資機材の貸出は、無償とする。

(貸出期間)

第6 資機材の貸出期間は、センター長が決定する。

2 センター長は、貸出期間を延長することができる。

3 借受者は、前項の規定により貸出期間を延長しようとする時は、借受期間満了の5日前までにおかやま森づくりサポートセンター事務局に電話等で連絡しなければならない。

(資機材の引渡)

第7 資機材の引渡は、おかやま森づくりサポートセンターが指定する日時及び場所において行うものとする。

2 借受者は、前項の規定により資機材の引渡を受ける際、資機材借用書（様式3号）をセンター長に提出しなければならない。

(借受者の義務等)

第8 当該資機材の使用に当たっては、安全かつ適正な使用に努めなければならない。

なお、当該資機材の使用による事故等については、一切の責任を負わないので借受者は自ら傷害保険等に参加するなど万一に備えること。

2 借り受けた資機材を滅失し、又はき損した時は、遅滞なくその理由を付しセンター長に報告しなければならない。

3 借受者は、借り受けた資機材を滅失又はき損した時は、自己の負担においてこれを補てん又は修理しなければならない。

ただし、センター長が特に認めた場合は、補てん又は修理を免除することができる。

4 借受者は、資機材を転貸し又は借り受けた目的以外の用途に使用してはならない。

(返納)

第9 借受者は、借り受けた資機材の必要な手入れを行い、借受期間満了の日までに指定された場所に返納するものとする。

(費用の負担)

第10 資機材の引取、管理及び返納に要する一切の費用は借受者の負担とする。

(その他)

第11 この要領に定めるもののほか、必要な事項が生じた時は、その都度定める。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。